

## 会 議 報 告 書

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第4回会議
日 時	平成22年1月19日(火)午後7時00分～8時30分
場 所	市役所 2階 本館会議室
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、和田副主幹、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり

### 1 開 会 (政策班 赤羽主幹)

開会及び資料の確認

### 2 あいさつ (三好会長)

新しい年を迎え、今日は第1回目の策定委員会です。

明日は、大寒で、一年で一番寒い季節がやってきました。そのような中、又、お忙しいところ、ご出席いただき有り難うございました。

去年は、いろいろありましたが、その中で去年の10月に福島県伊達市の霊山町に視察研修に行ったときのことを紹介して挨拶にしたいと思います。



塩谷町には廃校を利用した星降る学校がありますが、この霊山町にある「里山がっこう」、これはNPO法人が運営をしていますが、廃校となった中学校を移築して平成12年から体験交流を中心とした施設で運営されています。事業は子供達の健全育成事業、生き甲斐づくり事業などを行っています。

私は、通常このような事業を立ち上げる場合は、行政の力、関係機関の力をいただきながら立ち上げると考えていたのですが、お話しを伺いますと、実は地元にいる農家の方が主に立ち上げたということを知り、目から鱗が落ちた気がして聞いておりました。

現在60人ほどのスタッフと数百人の会員いるということです。農家の方の思いが町おこしに大きく繋がっていて、まちづくりの原点を勉強させていただいた思いで紹介しました。

今日は第4回ということで条例の骨子に入っていきます。いままでの話し合いを踏まえ、また今日の資料などを参考に、矢板市ならではの条例の骨組みを検討して頂きたいと思います。今日だけでは検討することは難しいと思いますので次回にかけて検討して行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 3 まちづくり基本条例骨格の検討2

#### (1) 矢板市の条例に盛り込みたい項目について

事務局より資料の説明

(ワークショップ)

今回4班で行う予定のワークショップについてはA班とD班が欠席者が多い

ため、A班とD班を合同で行うこととした。

作業風景 (A班、D班合同)



B班



C班



次回はB班が作成した条例の骨格を参考にさらに詳しい項目について検討することとした。

なお、事前にB班の骨格に表を各委員に送付することに決定。

4 その他  
なし

5 閉会 20:30

# ～盛り込みたい項目について～

### 自然と伝統

- 自然エリア
- そのままの自然を活かす
- 自然と共生できる緑豊かで空気もいいそれを守っていこう
- 自然緑、水、空気を今のままで残す努力をする
- 地域の資源を自分達で維持し理解することにより地域に愛着をもつ
- 地域で文化財民族芸能、伝承野菜など農水産物の保存と活用継承
- 伝統を守る
- 次世代に引き継ぐものを守る

### 助け合い

- 助け合う心
- 人が人を大切に人権を尊重する
- 住民同士が助け合うまちづくり
- 地域住民が出会い、語り合いふれあう場を創りだす
- 助け合う「まちづくり」をめざします
- 人と人との絆を大切に

### 人材

- 人材育成ができる若い人たちの働く場所
- 市民が市内で働くことができる職場をつくる
- 人材育成

### 子育て

- 教育 家庭 学校 地域の充実
- 子育てがしやすい「まち」をつくりましょう
- 不登校ゼロ
- 子どもが育てやすい環境をつくる
- 安心して子どもを育てられる街

### 税

- 公共の福祉のため納税の義務
- 税金のムダ使いはいたしません

### 未来

- 前向き未来思考
- 次代に生きる人々によりよい社会を残しましょう

### 情報

- 情報を公開する
- 個人情報の保護
- 情報の共有
- 判断材料の基情報の共有
- 公開を原則とする情報が共有できるまちづくり
- 行政情報を知る権利

### 権利

- 我々は住民投票を要求する権利をもつ
- 意見 要望 苦情 への対応

### 自立

- 自らの未来は自らで切り拓く
- 自助の精神を盛り込む
- 自立したまちづくり
- みんなが参加できるまちづくり
- 実行する自己決定
- 自分たちのまちは自ら考えまちづくりに参加する住民自治の実現
- 自己責任に基づいた自治体経営

### 共働・協働

- 行政と市民の協働作業のまちづくり
- 自治体に限らず市民団体もそれぞれの情報を共有財産として活用する規定
- 我々は行政との協働作業に積極的に参加する、又参加する機会をもつ
- 地域社会活動への参加・協働
- 自分達で考え自分達で決め自分達で責任をもつ

### 責任

- この条例をまちづくり基本条例として自治体の最高位にする
- 時代により不似合の場合はこの条例を改定できることとする
- 法律を順守し、安心安全なまちづくりをします。
- 説明責任
- 地方自治法に規定されていない新たな権利の開闢
- 責任と役割の規定

### 誇れる街

- 目標 住んでいる事を誇れる「まち」を目指しましょう
- 誇れるまち
- 住んで良かった誇れるまち
- 矢板に生まれて、育てよかったですと思えるような街
- 地域で安心安全に暮らせる行動
- 将来に希望の持てる街づくり
- 活力ある町
- 安心してらせる町我が町矢板を愛しましょう
- 市民が矢板をもっと知る
- 安心安全な街づくり

### ブランド力

- 特徴のある街づくり
- 時代の变化に対応し、チャレンジする精神をもちます
- 矢板を好きになる
- ブランド力の向上を「みんなが住みたくなる矢板市」を目指します
- 目標をはっきりさせる
- 自然エネルギーの比率が日本一の街をめざす
- 積極的に自然エネルギーを取り入れる(太陽光) シャープと連携
- 矢板市をもっとアピールする
- アクセスの良さを活かす
- 住環境への配慮

# Bグループ



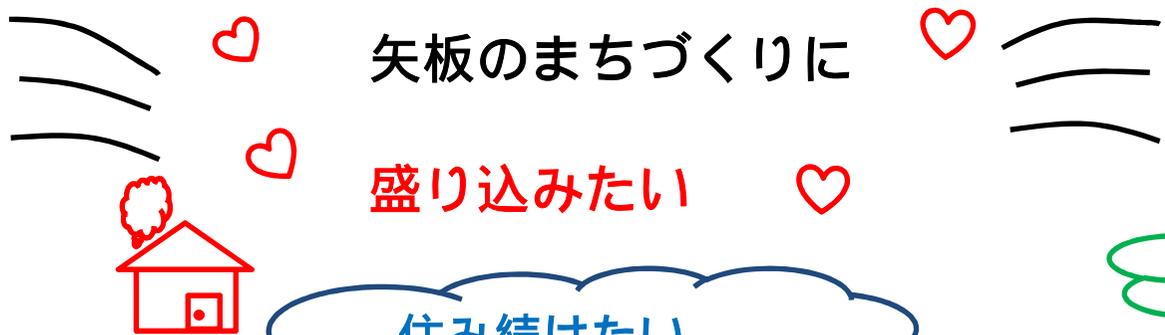
# 前文

- 第1章 総則
- 第2章 まちづくりの基本原則
- 第3章 役割と責務
  - 第1節 市民
  - 第2節 市長・職員
  - 第3節 議会
- 第4章 市政運営
- 第5章 情報公開と共有
- 第6章 市民参加
- 第7章 住民投票
- 第8章 行政評価

- 第9章 自治体間の連携
- 第10章 条例の位置付け

矢板のまちづくりに

盛り込みたい



住み続けたい  
町矢板

豊かな自然に  
恵まれた町矢板

市民の福祉の向上を図る

文化人との交流の場

福祉の充実

教育を大事にする街

協力助け合いの町

地域交流

八方の自然管理(公園にしたい)

自然環境の整備とふれあい広場

長峰公園の多くの人の利用

運動公園のピールと利用

ゴミをなくす町

あいさつのできる町(おあしす)

きずな・互助人の和

郷土愛(昔の伝承)世代間の交流

親切な街

思いやりのある街

花火などのもようし(人民の力)

残しておきたい

Cグループ

木幡神社関係のアピール

やまびこ太鼓の伝承子へ

矢板武記念館のアピール

昔ながらの行事

知恵袋